

三労基発 0809 第 2 号
令和元年 8 月 9 日

独立行政法人 労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター所長 殿



三重労働局労働基準部長



8 月以降における熱中症予防対策の徹底について

安全衛生行政の推進につきまして、日頃から格別の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、職場での熱中症予防対策については、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」等の取組を行い、関係団体等と連携し取り組んでいるところです。

今般、7 月末までに報告があった全都道府県の熱中症の件数を取りまとめた（別紙）ところ、猛暑であった昨年同時期と比較して、死傷者については大幅に減少していますが、7 月については、速報値ではあるものの、死亡者数が同数となりました。

熱中症の発症のピークが、一般に 7 月から 8 月までであることや、本年度は、特に 7 月下旬から急激に気温が上昇していることから労働者が熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）していない状況であることが想定されることから、8 月以降においても、職場における熱中症予防対策の更なる徹底が必要です。

また、労働者の熱順化については、熱へのばく露が中断すると 4 日後には順化の顕著な喪失が始まります。このため、夏季休暇後など、一定期間暑熱環境における作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、労働者は熱に順化していない状態に再び戻っていることが想定されることに特段の留意が必要です。

つきましては、貴職におかれましては、8 月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、労働者の熱順化の状況を踏まえた対策の実施に留意する等により、熱中症予防対策に一層の取組を進めていただけるよう、関係事業場への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。